

# 条例改正案の概要

## 1 つきまとい行為等の禁止(第5条の2 第1項)

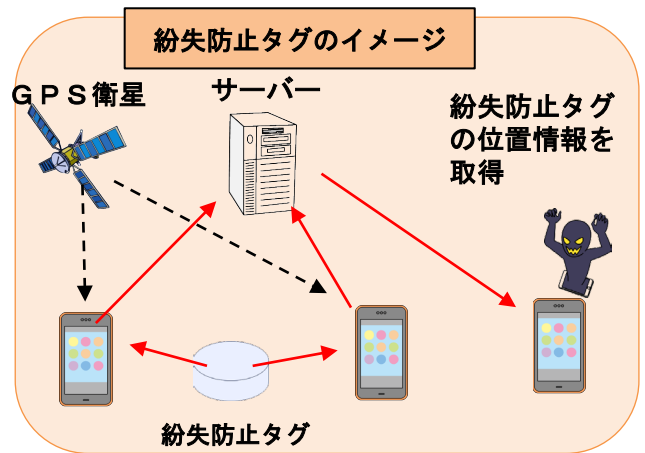
紛失防止タグ等を悪用して相手方の所在に関する情報を取得しようとする事案が増加していることから、規制対象行為の拡大を検討しています。



- (1) 相手方の承諾なく、その所持する紛失防止タグ等(位置特定用識別情報送信装置)※<sup>1</sup>の位置に係る位置情報を取得する行為(新設)
- (2) 相手方の承諾なく、その所持する物に紛失防止タグ等(位置特定用識別情報送信装置)を取り付ける等※<sup>2</sup>の行為(追加)

※1 当該装置を識別する情報を送信する機能を有し、当該装置の周辺において当該情報を受信した識別情報送受信装置の位置に係る位置情報を利用して、その所在する地点又は区域の位置を特定するために用いられる装置をいう。

※2 「取り付ける行為」「取り付けた物を交付する行為」「差し入れる行為」「差し入れた物を交付する行為」「相手が所持する物には該当しないものの、将来的に相手方の移動のために利用され、又は現に利用されていると認められる自動車等に取り付け、又は差し入れる行為(例:タクシー、シェアサイクル)」



## 2 つきまとい行為等をするおそれがある者への情報提供の禁止要請(新設)

第三者が、つきまとい行為等を行うおそれがある者から依頼を受けて、その相手方の秘匿住居等について依頼者に報告し、つきまとい行為等を行う事案が複数発生していることから、第三者に対して情報提供を行わないよう通知できる規定の新設を検討しています。



警察署長等は、情報提供者(探偵業者等第三者)に対して、情報提供先が「つきまとい行為等をするおそれがある者である」ことを通知して、情報提供を行わないよう求めることができる。(新設)